

一般質問



中塚 議員

○多額税金の無駄使いと違法行為のつばき荘問題について

質 平成21年3月「国民宿舎つばき荘」の建替えに伴い、その設計者を選定する「指名型プロポーザル」の審査委員会において、職員による不正により、行政が意図する設計業者が選定された問題は、平成22年9月、民事訴訟が行われ、平成27年7月、福岡高裁の「市職員は、違法行為を行ったものであるから、損害賠償義務を負う。」として「国家賠償法1条」による損害賠償支払い命令の判決で裁判は決着した。

松浦市は、判決を受け入れ税金で賠償金を支払ったが、国家賠償法1条2項（公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する）により検証を要求された友広前市長は、一転、「職員は適正に業務を行った。」として判決を否定。

「国家賠償法1条2項」による検証を否定した。そこで、友田市長において第三者委員会を設置し、検証すべきであるが、いかがか。

市長 平成27年7月29日の福岡高等裁判所からの判決を受け、友広前市長は、判決結果を真摯に受け止め、

原告を含む関係者をはじめ、市議会、市民の皆さまに、市民の代表である議会の場において謝罪をされています。また、道義的責任として、平成27年10月から12月までの給与の10%減額と、これに伴う同年12月期末手当も減額され、その道義的責任を明らかにされています。

また、再発防止策として、平成27年12月1日にプロポーザル方式の手続に関する基本方針を定められたので、この方針に基づいて対応していくという考えを持っているので、改めて第三者委員会を設けるという考えは持っています。

質 市長、裁判記録によると市職員が明快にプロポーザル選定委員会に、偽の、いわゆる捻じ曲げた報告をして選定を誤らせた、とあるが、このことについては認めているのか。

市長 この裁判の判断は、被告職員には審査委員らに対し、重要事項について正確な説明をし、本件プロポーザルの審査の適正さを確保すべき義務があったところ、重要事項について不正確かつ誤った説明をした被告職員の行為は、その義務に違反したと言える。したがって、被告職員がそういった説明をしたことは違法であるという判決が出ています。このことを市としては真摯に受け止めては認めているということです。

一般質問



崎田 議員

○松浦市福島支所建て替えについて

質 今の福島支所は、昭和33年に建築され、築年数とすれば既に63年になると思うが、支所長として、今の支所の現状をどのように認識しておられるか伺う。

福島支所長 支所本館は、昭和33年10月に鉄筋コンクリート2階建てとして建設後、3度にわたる増築によって現在に至っており、内外の壁や柱へのクラックに加え、部分的な雨漏りや一部にシロアリによる被害も確認されているため、適宜補修など応急的に対応しています。現在は、建物の安全性や利便性なども考慮しながら支障のない範囲で市民の皆さまにご利用いただいています。

質 63年になる支所、一番危ない所で対策本部を作らなければいけない状況にある。半年でも一年でも早くと思うが、市長としての考えを伺う。

市長 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画においては、福島支所の整備は令和12年度までに実施することとしています。建て替えの必要性については十分認識をしており、早い段階でその時期についてお示しできるように努めてまいります。

と考えています。

○松浦市公営住宅、定住促進住宅の現状について

質 松浦市公営住宅、定住促進住宅の現在の入居者状況を伺う。また、市営住宅への光回線の室内への配線引き込みについて伺う。

都市計画課長 令和4年8月末現在、老朽化などにより新規公募を停止している住宅55戸を除いた公営住宅が27団地、管理戸数752戸、入居戸数646戸、入居率85.9%、また、定住促進住宅が5団地、管理戸数264戸、入居戸数213戸、入居率80.7%となっています。

また、各戸に設置しているインターネット接続用の配管を利用してケーブルの配線を行っていただきますが、その際の接続工事の費用は、入居者負担になります。

質 公営住宅、定住促進住宅の水圧の格差について伺う。また、室内の修理、台所の床、風呂場などの修理などについて伺う。

都市計画課長 シャワーについては、現場の確認、入居者からの聞き取りを行い対応していきたいと思えます。また、修理については、公営住宅は住宅に困窮する低所得者の方々に低廉の家賃で住宅を提供することを目的としているので、通常損耗に関わる修繕費用が家賃には含まれていないことから、通常損耗、畳の表替えなどは入居者負担になります。